

令和7年度

荒川中部農業水利事業

事業誌編さん業務

特 別 仕 様 書

関東農政局荒川中部農業水利事業所

項 目	内 容
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	荒川中部農業水利事業事業誌編さん業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	本業務は、国営荒川中部土地改良事業で実施した事業の沿革・計画・主要工事の設計施工等記録を取りまとめ荒川中部地区の事業誌の原稿作成を行うものである。
(場所) 第1-3条	この業務において対象とする施行場所は、埼玉県本庄市、深谷市及び大里郡寄居町であり、施行位置図に示すとおりである。
(土地の立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑進捗を図るものとする。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等

項 目	内 容																				
(管理技術者) 第1-7条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業	農業土木	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木							
資格	技術部門	選択科目																			
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																			
	農業	農業土木																			
博士	農学																				
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																				
(担当技術者) 第1-8条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。																				
(配置技術者の確認) 第1-9条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																				
(保険加入) 第1-10条	受注者は、共通仕様書第1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																				
第2章 作業条件 (貸与資料) 第2-1条	貸与資料については、次のほか、必要と思われる資料を作業段階で監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="2">事業関係</td><td>国営荒川中部土地改良事業計画書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営土地改良事業等再評価荒川中部地区資料</td><td>1 式</td></tr><tr><td>事業誌</td><td>国営荒川中部竣工図集</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="4">工事関係</td><td>設計業務報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>工事関係書類</td><td>1 式</td></tr><tr><td>玉淀ダム（共同事業）資料</td><td>1 式</td></tr><tr><td>記録映像成果品</td><td>1 式</td></tr></table>	分類	貸与資料	数量	事業関係	国営荒川中部土地改良事業計画書	1 式	国営土地改良事業等再評価荒川中部地区資料	1 式	事業誌	国営荒川中部竣工図集	1 式	工事関係	設計業務報告書	1 式	工事関係書類	1 式	玉淀ダム（共同事業）資料	1 式	記録映像成果品	1 式
分類	貸与資料	数量																			
事業関係	国営荒川中部土地改良事業計画書	1 式																			
	国営土地改良事業等再評価荒川中部地区資料	1 式																			
事業誌	国営荒川中部竣工図集	1 式																			
工事関係	設計業務報告書	1 式																			
	工事関係書類	1 式																			
	玉淀ダム（共同事業）資料	1 式																			
	記録映像成果品	1 式																			
(貸与資料の取扱い) 第2-2条	第2-1条に示す貸与資料の取扱いは下記のとおりとする。 (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、必要に応じ貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																				

項 目	内 容
第3章 業務内容 (作業項目及び内容) 第3-1条	本業務における作業項目は、別紙の作業項目内訳表に示すものとする。
(設計作業の留意点) 第3-2条	作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 作業の実施に際しては、必要に応じ監督職員と十分に打合せを行い、手戻り遺漏の防止に努めるものとする。 (2) 第2-1 条、第2-2 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 電算機を使用する場合には、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。 (4) 本業務の実施期間中において協議等で必要となる資料については、その都度提出を求める場合があるので留意するものとする。 (5) その他の不明な点については、別途監督職員と協議の上、方針を定めるものとする。
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （２）機器等の導入 １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）費用

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについて、主として次の段階で行なうものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 第1回 作業着手段階 第2回 中間打合せ（資料収集段階） 第3回 中間打合せ（全体構成・項目作成段階） 第4回 中間打合せ（報告書原稿作成段階） 第5回 中間打合せ（監修・校正段階） 第6回 最終（報告書作成段階） なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。また、第3回～第6回打合せは、事業所職員で構成する事業誌編さん委員会（仮称）と兼ねるものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会の上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 埼玉県深谷市岡2381-1 関東農政局荒川中部農業水利事業所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び内容」に変更が生じた場合 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間に変更が生じた場合 (5) 関係機関等対外的協議等により作業内容に変更が生じた場合 (6) その他、監督職員が必要と認めたもの。
第7章 その他 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄
1 現地調査	事業誌編さんに当たり、必要な現地調査を行う。	○
2 準備作業		
2-1 資料の収集	貸与資料の確認、調査、聞き取り、資料の収集を行う。	○
2-2 全体構成・項目作成	収集した資料をもとに全体構成、項目を作成する。	○
2-3 資料整理	全体構成、項目ごとに資料の整理を行う。	○
3 事業誌編さん		
3-1 原稿作成	整理した資料を編集、構成し原稿を作成する。 規格・数量は、表紙・写真等を含むA4判で約300頁とする。	○
3-2 監修・校正	作成した原稿の監修・校正を行う。	○
4 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○